

百五でんさいサービス利用規定

1. (サービスの内容)

- (1) 百五でんさいサービスとは、利用者ご本人（以下「利用者」といいます）が百五銀行（以下「当行」といいます。）との間で、利用者のパーソナルコンピュータ等によるインターネットを介した当行と利用者との取引に関するデータの授受（以下「法人インターネット」といいます）または、当行と利用者との書面による取引内容の授受により、利用者が電子債権記録機関である株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）において電子記録債権法上の電子記録債権を発生させること等を当行に依頼し、当行がかかる取引の手続を行うサービスをいいます。
- (2) 当行は、利用者の窓口金融機関として、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下、「でんさいネット業務規程」といいます）、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下、「でんさいネット業務規程細則」といいます）において、利用者が窓口金融機関を通じて行うこととされている事項や、窓口金融機関に対して届出等を行うこととされている事項の受付、および、利用者からの照会に基づいて当行所定の期間、利用者が依頼した電子記録の請求結果等にかかる情報を提供します。
- (3) 本サービスの利用にあたって、利用者は、本規定および関連規定に加え、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の各条項に従うこととします。

2. (取引手段)

- (1) 本サービスにおいて利用者が利用できる取引手段は日本国内のみを対象とし、利用者との間で当行所定の申込書により指定した方法によるものとします。
- (2) 利用者は、法人インターネットから当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信すること、または当行に所定の書面を提出することにより、本サービスが提供する取引を行うこととします。
- (3) 取引手段として法人インターネットを利用する場合は、使用できるパーソナルコンピュータ等の基本ソフトウェアおよびインターネット閲覧ソフトウェア等について当行推奨のものを利用することとします。

3. (サービスの申込)

(1) 申込方法

本サービスの利用申込にあたっては、利用者は、本規定および関連規定に加え、でんさいネット業務規程および、でんさいネット業務規程細則の内容を承認し、申込書その他当行所定の書類を当行に提出するものとします。

なお、当行を窓口金融機関としてでんさいネットを利用するためには、でんさいネット業務規程において定める要件を満たし、また後記（2）に定めるでんさいネット決済口座として適格な預金口座を当行に保有している必要があるとともに、当行と本規定に係る契約を締結しなければなりません。でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則の内容に関しては、利用者に事前に通知することなく変更される場合があります。

(2) でんさい決済口座、でんさい手数料引落口座の届出

本サービスの利用申込に際して、利用者ではでんさいネットを電子債権記録機関とする電子記録債権（以下単に「でんさい」といいます）に係る債権者口座および債務者口座（以下「でんさい決済口座」といいます）ならびに本サービスの利用に係る手数料（以下「でんさい手数料」といいます）を引落す口座（以下「でんさい手数料引落口座」といいます）を、当行所定の申込書により届け出るものとします。

利用者がでんさい決済口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における普通預

金口座および当座預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

なお、利用者と異なる名義の預金口座をでんさい決済口座として指定することはできません。

利用者がでんさい手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における普通預金口座および当座預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。

なお、利用者と異なる名義の口座をでんさい手数料引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。

(3) サービスの利用者

本サービスの利用申込は、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則に定められた要件を満たし、連絡先住所として当行が認めるものを国内に有する法人、国および地方公共団体または事業者である個人に限り行うことができるものとします。

(4) 債権者利用限定特約、保証利用限定特約

利用者は、債権者利用限定特約を締結する場合には、当行に対し所定の申込を行うこととします。

また、保証利用限定特約を締結することはできません。

(5) 債権者請求方式の利用

利用者は、発生記録の請求において、債権者請求方式の利用を希望する場合には、当行に対し所定の申込を行うこととします。

(6) 電子記録の範囲の制限および指定許可機能の利用

利用者は、自ら請求することのできる電子記録の範囲の制限、解除、および指定許可機能の利用を希望する場合には、当行に対し所定の申込を行うこととします。

(7) 割引、譲渡担保の取扱

利用者は、本サービスによる「でんさい」の割引や譲渡担保の利用を希望する場合には、当行に所定の申込を行うこととします。

(8) サービス取扱の承諾

当行は提出された利用申込書および届出の記載内容に関して不備のないことを確認の上、当行およびでんさいネットが利用申込に対して承諾する場合には、当行所定の方法により、本サービス取扱応諾の通知を行います。

なお、利用申込をした場合でも、当行およびでんさいネットの判断によりこれに承諾ができない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。

4. (サービスの取扱)

(1) 利用者の確認

- ①法人インターネットで本サービスを取扱う場合、「ログインID」「ログインパスワード」「承認パスワード」「電子証明書」に格納された本人確認情報等（以下「パスワード等」といいます）を当行所定の方法により届け出るものとします。当行は利用者から送信されたパスワード等の本人確認情報が事前に届出を受けたパスワード等と一致した場合、当行は利用者本人による依頼とみなします。
- ②書面により本サービスを取扱う場合、利用者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、当行は利用者本人による依頼とみなします。
- ③本サービスの利用にあたり、届出と異なるパスワード等が当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は利用者事前に通知することなく、当該パスワードを使用して行う本サービスの提供を停止します。

(2) 発生記録請求等の依頼

①利用者が「でんさい」の発生記録、譲渡記録（でんさい割引、でんさい担保取扱にかかる譲渡記録を含みます）、分割譲渡記録（でんさい割引、でんさい担保取扱にかかる分割譲渡記録を含みます）、支払等記録、変更記録、保証記録の各請求（以下「発生記録請求等」といいます）を依頼する場合は、当行「法人インターネット」または当行所定の書面により行うものとします。

ただし、利害関係を有する利用者全ての印鑑証明書を添付して行う変更記録の請求など、別に定めのあるものについては、「法人インターネット」によらず書面での手続を行うものとします。

②本サービスによる発生記録請求等の依頼に際して、利用者は利用者および相手先の利用者番号とでんさい決済口座の口座情報、ならびに電子記録の日を指定する場合はその年月日、債権金額等、所定の事項を指定するものとします。

③本サービスによる発生記録請求等の依頼は、当行の所定の時限までに受け付けたもののみを取扱うものとします。

(3) 発生記録請求等の確定

①法人インターネットで依頼された発生記録請求等の取引内容については、当行は利用者の端末の画面に、発生記録請求等の依頼内容を表示する方法により、依頼内容を利用者に確認します。利用者は表示された発生記録請求等の内容が正当か否かを確認のうえ、利用者の端末の画面に表示される「承認の実行」ボタンをクリックすること等、当行所定の方法で発生記録請求等の依頼内容の確定を当行に通知します。当行が発生記録請求等の依頼内容の確定の通知を正当なものとなした時点で、発生記録請求等の依頼内容が確定するものとします。

②当行所定の書面により依頼された発生記録請求等については、利用者から当行が書面を受領した時点で発生記録請求等の依頼内容が確定するものとします。発生記録請求等の手続完了後、当行は利用者へ当行所定の書面により発生記録請求等の確定内容を交付します。

③利用者は、本サービスにより確定した「でんさい」の発生記録請求等の内容の確認を行い、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。

(4) 依頼内容確定後の変更と取消

本サービスにおける発生記録請求等の依頼内容確定後の変更と取消については、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の所定の手続に則り取扱します。

(5) 口座間送金決済

①当行は、依頼内容が確定した後、当行所定の日利用者が指定した入金決済口座あてに口座間送金決済処理を実施する手続を行います。

②確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) 口座間送金決済の中止の申出

①利用者は、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則に掲げる場合に該当する場合には、所定の手続に従い、当行に対し口座間送金決済の中止の申出を行うこととします。

②当行は、当該申出を受けて、処理時限や口座間送金決済の中止の適否を確認し、取上げが適切と判断した場合には、口座間送金決済の中止を行うものとします。

(7) 異議申立手続

債務者である利用者が第2号支払不能等の異議申立を行う場合、当行所定の手続に従って行うものとします。異議申立預託金の預け入れは、事前に当行と協議の上、原則として対象債権の支払日の正午までに行うものとします。なお、第2号支払不能事由が不正作出である場合、債務者である利用者は当行所定の手続により、異議申立預託金の預入の免除を申立することができます。

(8) 口座間送金決済代り金の処理

- ①発生記録請求等にかかる口座間送金決済代り金は、支払日に普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、でんさい決済口座から自動引落の方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。なお、債権決済日にでんさい決済口座に対し、他の引落債務等がある場合は、当行が定める所定の順序により引落処理を行います。
- ②支払日当日の午後3時までまでに所定の残高が確認できず引落不能となった場合、または引落の成立が午後3時以降となった場合においては、決済手続の完了は保証いたしかねます。また、午後3時以降の引落となった場合には、当該代り金が口座間送金決済により被仕向銀行へ着金する手続が完了あるいは未完了となることが想定され、その結果によって生じた損害について当行は責任を負いません。
- ③②の引落ができなかった場合、口座間送金決済通知は発信されません。その場合には、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の所定の手続に則り、当行は支払不能通知の提出等の対応を行います。

(9) 以下の各号に該当する場合、当行は発生記録請求等、または口座間送金決済の取扱はできません。この場合において口座間送金決済代り金の引落が一旦行われたとしても、当該代り金はでんさい決済口座へ返却・入金することとします。

- ①発生記録請求等の依頼を受け付けた時点または口座間送金決済を実行する時点で債務者となる利用者のでんさい決済口座が解約済の場合
- ②差押等やむをえない理由により、当行が債務者となる利用者のでんさい決済口座からの支払を不相当と認められた場合
- ③法人インターネットにおいて依頼データが当行の責によらない事由により到達しなかった場合
- ④当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合
- ⑤発生記録請求等の依頼を受け付けた時点または口座間送金決済を実行する時点で、債権者となる利用者のでんさい決済口座が解約済の場合

(10) 電子記録に記録されている事項の通常開示の請求の方法等

- ①利用者は、債権記録に記録されている事項、記録請求に際して提供された情報等、電子記録に記録されている事項の開示の請求のうち、通常開示の請求にあたっては、「法人インターネット」または当行所定の書面により当行所定の方法で行うものとします。
- ②通常開示の請求に際して、利用者は別途通知される利用者番号、でんさい決済口座の店番号、科目コードおよび口座番号、支払期日等、当行所定の事項を当行に通知するものとします。
- ③法人インターネットで請求された通常開示請求の内容については、当行は利用者の端末の画面に表示することで、債権の内容を利用者に開示します。
- ④当行所定の書面により請求された通常開示請求の内容については、当行は利用者には当行所定の書面により債権の内容を開示します。

(11) 債務者利用停止措置

利用者が支払不能処分制度による取引停止処分を課せられた場合等、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則における債務者利用停止措置の対象となった場合、当行は所定の期間、本サービスにおける利用者の債務者利用を停止します。債務者利用停止期間終了後に再度債務者利用を行う場合は、再度、当行所定の方法により利用申込を行ってください。なお、当行およびでんさいネットの判断により利用申込を承諾ができない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。

(12) 利用者情報の営業活動利用

当行は、本サービスによって取得した利用者情報について、利用者との間の営業活動に利用できるものとします。

5. (手数料)

(1) 利用者は、本サービスの利用にあたって、当行に対し以下のでんさい手数料について、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。でんさい手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、利用者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、利用者が利用申込書によって当行に届け出たでんさい手数料引落口座から当行が自動的に引落す方法により支払うものとし、この場合、領収書は発行しないものとします。なお、当行はでんさい手数料の金額を随時改定することがあります。

①でんさい月額基本手数料（本サービス利用の対価として課金される月極めの手数をいいます）

②でんさい発生記録請求等にかかる手数料（本サービスによる発生記録請求等を行った件数に応じて課金されます）

③でんさい入金手数料（でんさいの期日入金の件数に応じて課金されます）

④その他でんさい手数料（特例開示請求等、その他の本サービスに関する取扱に応じて課金されます）

(2) 前項のでんさい手数料のうち、でんさい月額基本手数料については、本サービスの利用申込によりサービスを利用することができることとなった日が属する月、または本サービスが解約された日が属する月にかかるでんさい月額基本手数料の金額は、当行所定の金額の全額とし、日割計算は行わないものとします。

(3) また、元利用者が開示に係る請求を行う場合には、でんさいネット業務規程・でんさいネット業務規程細則の定めに従い、当行所定の金額を支払うものとします。

6. (サービス取扱日・取扱時間・受付時限)

本サービスの取扱日・取扱時間は、別途定める当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

7. 免責事項

(1) 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があります。それにより生じた損害について、当行（以下本条において電子認証事業者を含む）の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 本人確認手段の不正使用等

本サービスで定めたパスワード等による本人確認手続がお届けの内容との一致を確認して取扱した場合は、パスワード等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、「ログインID」、「ログインパスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」その他の本人確認に必要な情報および当行と利用者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(4) 印鑑照合

利用者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合（当局検査を含みます）、当行は利用者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) その他

- ①当行は、利用者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- ②当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、利用者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- ③利用者が本サービスを利用者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ④災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。災害等により当行が本サービスの提供を行うことができなくなった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または利用者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤当行が利用者に対して行う電子メールによる通知および案内は、利用者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。
利用者は、正しく電子メールを受け取ることのできる設定を整えるものとします。
- ⑥本サービスにおいて、利用者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8. (守秘義務)

利用者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。

9. (届出事項の変更等)

(1) 連絡先の届出

当行は利用者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、利用者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

(2) 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、利用者は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。また合併、相続等により、本契約を承継した場合、承継した新たな利用者が当行所定の方法により当行に届け出るものとします。利用者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が本条第1項に定める連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(4) 破産手続開始等の届出

利用者は、破産手続開始の決定その他、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則で定められた事由が生じた場合には当行所定の方法により、遅延なく届け出るものとします。

10. (解約等)

(1) 当事者の都合による解約

①本サービスの取扱は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。当行の都合による解約の場合、当行所定の方法により利用者に通知を行います。利用者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、利用者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。

②利用者が本サービスを解約する場合は、当該でんさい決済口座において期日支払や期日入金が行われるでんさいが存在しないことを確認し、でんさい決済口座の指定解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行が指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。

(2) 解約の効力

本サービスの解約の効力は、本規定にかかる「でんさい」の全部が消滅したことを当行が確認した時に生ずるものとします。なお、直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) その他

本サービスの解約・利用停止・強制解約等については、前(1)(2)のほか、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則の定めるところに従い、当行所定の方法により行うこととします。

(4) 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. (その他の申出・届出・通知・申立等の手続・方法)

でんさいネット業務規程またはでんさいネット業務規程細則にて窓口金融機関が定めることとされている、利用者からの各種申出・届出・通知・申立ておよび当行からの各種通知等に関する手続・方法に関し、本規定に定めのないものについては、当行所定の手続・方法によるものとします。

12. (規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、利用者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、普通預金規定、当座勘定規定、その他の約定書および規定、およびでんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則の定めにより取扱します。

1 3. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。また、適用開始日以降は、変更後の規定に従い本サービスを取扱うこととします。利用者が適用開始日以降に本サービスを利用する場合、当行は変更した規定を承認したものとして取扱います。なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても当行は責任を負いません。

1 4. (有効期間)

本規定の有効期間は申込日から1年間とし、利用者または当行から解約の申出がない限り、有効期間満了日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。

1 5. (利用者の個人情報の取扱)

本契約にあたって申込書に記載された事項は「個人情報の利用目的について」に記載の範囲で百五銀行および共同利用者の間で利用することを利用者は承認するものとします。

1 6. (準拠法と管轄)

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、津地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

2020年4月1日現在